

# DV(配偶者からの暴力)・児童虐待(子どもへの暴力)は 重大な人権侵害に当たる行為です!!



【問合わせ】子育て支援課 ☎84-0657

**身体的暴力** 殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつける など

**心理的暴力** 大声で怒鳴る、ののしる、脅す など

**性的暴力** 性行為を強要する、避妊に協力しない など

**経済的暴力** 生活費を渡さない、働きに行かせない など

**社会的暴力** 行動の制限、友人に会わせない など

※子どもが夫婦間の暴力(DV)を目撃した場合は、子どもに対する心理的虐待になります。

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性には限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性です。

## DV(ドメスティックバイオレンス)とは?

市民一人ひとりがDVや児童虐待について理解を深め、誰もが安心して暮らせるあたたかい地域づくりを目指しましょう。

## DVに関する相談窓口

相談機関	電話
半田市 子育て支援課	☎84-0657
愛知県女性 相談センター	☎(052) 962-2527
弁護士によるDV 専門電話相談	☎(052) 962-2528 月曜日14時~15時30分
愛知県女性相談 センター知多駐在室	☎31-0121

## 相談窓口

デートDVは結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。最近、10代、20代の若いカップルの間でも起こり社会問題となっています。一人でも多くの人がDV・デートDVに関する正しい知識と理解を持つことが暴力に苦しむ人への支援につながり、社会からDVを根絶していくことが可能になります。

## デートDVとは??

## 講演会

# DVについて 理解を深める

DVの実態と被害者の心理状態を知り、被害者への支援方法を学びます。また、DVが児童へ与える影響についてもお話します。

- 日時 11月25日(水) 14時~15時30分
- 場所 半田市役所 大会議室
- 対象 市民及び市職員
- 講師 増井 さとみ 氏 (ウィメンズカウンセリング名古屋YWC Aフェミニストカウンセラー)
- 申込み 不要(参加費無料)

- 女性のための相談  
誰にも言えずにひとりで悩んでいませんか。まずは、専用電話へ気軽におかけください。女性の相談員があなたのお話をお聴きします。専門のカウンセラーによる面接相談(託児あり)もあります。
- 相談方法(電話・面接)  
専用電話 ☎②8882
- 女性の人権ホットライン  
強化週間(11月16日~22日)  
暴力、セクハラ、ストーカー行為など、女性に関する様々な相談に応じます。
- 相談日時  
強化週間中の8時30分~19時  
(21日、22日は10時~17時)
- 電話相談(全国共通)  
☎0570-070-810

- 催し講演会など  
女性に対する暴力をなくす  
運動週間(11月12日~25日)  
暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアルハラメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は女性の人権を侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。
- DV・児童虐待に関する展示  
■期間 11月1日(日)~30日(月)
- 場所 市民交流センター(クラシテイ半田3階)